

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

佐倉市公園等施設外3施設LED化ESCO事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告します。

令和7年5月27日

佐倉市長 西田 三十五

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 事業名称 佐倉市公園等施設外3施設LED化ESCO事業
- (2) 事業対象施設 佐倉市市内の公園・緑地等260施設
佐倉市よもぎの園
佐倉市健康管理センター
佐倉草ぶえの丘
- (3) 契約期間 契約日から令和18年3月31日まで
- (4) 契約方式 ギランティード・セイビングス契約（自己資金型）
- (5) ESCO設備設置期限 令和8年3月31日まで
- (6) 事業の概要 事業対象施設の照明設備に係るESCOサービス全般（照明設備改修・維持管理、省エネルギー量の計測・検証、契約期間内のエネルギー削減保証）
- (7) 提案上限額 285,980,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
 - 佐倉市市内の公園・緑地等260施設：223,102,000 円
 - 佐倉市よもぎの園：17,870,000 円
 - 佐倉市健康管理センター：32,981,000 円
 - 佐倉草ぶえの丘：12,027,000 円

各年度の上限額は、以下のとおりとし、提案にあたっては、各年度の上限額を超過しないよう留意してください。

令和7年度：261,170 千円（現地調査、詳細設計、施工に係る一切の業務）

佐倉市市内の公園・緑地等260施設	：201,012 千円
佐倉市よもぎの園	：17,140 千円
佐倉市健康管理センター	：31,521 千円
佐倉草ぶえの丘	：11,497 千円

令和8年度：2,481 千円（設備の維持管理、効果検証に係る業務）

佐倉市市内の公園・緑地等260施設	：2,209 千円
佐倉市よもぎの園	：73 千円
佐倉市健康管理センター	：146 千円
佐倉草ぶえの丘	：53 千円

令和9年度：2,481 千円（同上）

令和10年度：	2,481 千円（同上）
令和11年度：	2,481 千円（同上）
令和12年度：	2,481 千円（同上）
令和13年度：	2,481 千円（同上）
令和14年度：	2,481 千円（同上）
令和15年度：	2,481 千円（同上）
令和16年度：	2,481 千円（同上）
令和17年度：	2,481 千円（同上）
合 計：	285,980 千円

2 参加資格等に関する事項

（1）応募者

- ① 応募者は、E S C O事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とします。
- ② グループで応募する場合は、事業役割を担う代表の1社を選定してください。
- ③ 参加表明時、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にしてください。
- ④ E S C O提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とします。ただし、設立条件等に関しては、佐倉市と協議したうえで合意を得る必要があります。

（2）応募者の役割

- ① 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は、各構成員が以下の役割を分担するものとします。

（ア）事業役割

佐倉市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業全体を総括し、事業遂行の責を負うものとします。

（イ）設計役割

現地調査及び詳細設計に関する業務及び監理に関する業務を全て実施するものとします。

（ウ）施工役割

施工に関する業務を全て実施するものとします。

（エ）維持管理役割

維持管理や効果測定などを実施するものとします。

- ② 事業役割を担う企業とそれ以外の役割を担う企業が異なる場合には、佐倉市との契約時に、適正な請負契約等を締結し、その契約内容について事前に佐倉市の承諾を得なければなりません。
- ③ 事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書を佐倉市に提出してください。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全社が、佐倉市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むものとします。また、事業役割の構成企業の代表者は、佐倉市との対応窓口とします。

(3) 応募者の資格要件

- ① 応募者は、次に掲げる資格要件のすべてを満たす者でなければいけません。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要があります。
 - (ア) 設計役割を担う応募者は、設備設計一級建築士、建築設備士又はエネルギー管理士のいずれかの資格を有する者に設計を担当させること。
 - (イ) 施工役割を担う応募者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、電気工事に係る一般又は特定建設業の許可を受けた者であること。また、建設業法第26条に基づく「電気工事業」に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を配置すること。
- ② 応募者は、参加表明書等の書類の提出期限から優先交渉権者を特定する日までの間において、次に掲げる要件のいずれにも該当しない者である必要があります。
 - (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - (イ) 「佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている者
 - (ウ) 「佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱」に基づく指名除外を受けている者
 - (エ) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者又は優先交渉権者特定日前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者
 - (オ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - (カ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - (キ) 警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事をいう。）その他の契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者

3 参加表明に関する事項

- (1) 提出期限 令和7年5月27日（火）～令和7年6月12日（木）まで
- (2) 受付時間 平日8時30分から17時まで
- (3) 提出方法 紙媒体書類の持参又は郵送に加え、PDFファイル等の電子データを作成し、それらを格納したCD等も提出してください。
- (4) 資料提供 参加表明を行った応募者に対し、参加表明書提出時に企画提案書等の作成に必要な図面等の資料を提供します。
- (5) その他 その他の詳細は、佐倉市公園等施設外3施設LED化ESCO事業公募型プロポーザル実施要領をご確認ください。

4 ESCO事業提案書に関する事項

- (1) ESCO事業提案に係る提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、ESCO 事業提案提出書類を作成するものとします。

- ① 令和 5 年度における事業対象施設の全電力使用量 1,463,979kWh（佐倉市市内の公園・緑地等 260 施設：960,313kWh、佐倉市よもぎの園：38,541 kWh、佐倉市健康管理センター：161,646 kWh、佐倉草ぶえの丘：303,479 kWh）に対して、10%/年以上の使用量削減を行うこと。
- ② 提案上限額の範囲内で、①で指定した使用量削減以上をできる限り低廉な価格で実現すること。
- ③ 総事業費は、提案する提案削減量に、1 kWh あたりの単価（令和 5 年度における事業対象施設の平均単価 30 円/ kWh）を乗じ、さらに 15 年を乗じて算出する電気代総削減金額に修繕費等総削減金額を加えた金額を超えないこと。
- ④ 令和 8 年 3 月 31 日までに試運転調整等を含む省エネルギー改修工事を完成させること。また、事業対象施設の状況等を踏まえ、最適な照明器具を導入すること。
- ⑤ 確実な実施体制を構築し、事業内容に示す業務を確実に行うこと。

(2) 提出期限 令和 7 年 6 月 16 日（月）～7 月 3 日（木）

(3) 受付時間 平日 8 時 30 分から 17 時まで

(4) 提出方法 紙媒体書類の持参又は郵送に加え、PDF ファイル等の電子データを作成し、それらを格納した CD 等も提出してください。

(4) その他 その他の詳細は、佐倉市公園等施設外 3 施設 LED 化 ESCO 事業公募型プロポーザル実施要領をご確認ください。

5 審査方法

(1) 審査

佐倉市長が庁内に設置する「公園等施設外 3 施設 ESCO サービス委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が、「別表 1 評価基準表」に基づいて総合的に審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を各 1 者選定します。

(2) 審査の流れ

① 書面審査（1 次審査）

応募者が 4 者以上の場合には、提出書類による 1 次審査を行い、上位 3 者を選定します。

3 者以下の場合には、1 次審査は実施しません。

(ア) 審査方法

提出書類の確認後、「別表 1 評価基準表」のうち、提出書類にて確認できる項目（①～③）について、選定委員会の各委員が応募者ごとに評価を行い、評価点の高い順に 3 者を選定します。

(イ) 結果通知予定日

令和 7 年 7 月 10 日（木）

応募者が 3 者以下で、1 次審査を実施しない場合は、その旨を通知します。

② プレゼンテーション及びヒアリング（2 次審査）

1 次審査にて選定された応募者（応募者が 3 者以下の場合、すべての応募者）を対象に、

プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

(ア) 実施日

令和7年7月24日(木)

(イ) 場所

佐倉市役所庁舎内

(ウ) 出席者数

各役割の責任者は必ず出席するものとし、責任者を含めて最大5人以内とします。

(エ) 時間構成

提案者からの説明時間として15分以内

選定委員会からの質疑及び応答時間として30分以内

(オ) 審査方法

プレゼンテーション及びヒアリングの実施後、「別表1 評価基準表」に基づいて選定委員会の各委員が応募者ごとに評価を行い、各委員の評価点を合計した点数が最も高い提案を行った応募者を優先交渉権者とします。また、次点の応募者を次点交渉権者とします。

(カ) 結果通知予定日

令和7年7月末

6 契約方法

(1) 詳細調査・詳細協議の実施

優先交渉権者は、現地調査を実施し、更新台数及び事業費を算出するなど詳細な設計を行い、実施計画書を作成したうえで、佐倉市と詳細協議を進めるものとします。

なお、現地調査にあたっては、佐倉市と日程を調整する必要があります。

(2) 契約の締結

佐倉市と優先交渉権者との間で詳細協議が整い次第、契約を締結します。協議が整わない場合、詳細調査及び詳細協議に要した費用は、優先交渉権者の負担とします。

優先交渉権者と協議が整わなかった場合、佐倉市は次点交渉権者と協議を行います。

(3) 契約の概要

① 契約の締結時期

令和7年8月末まで

なお、本事業は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）の規定により議決を要する契約に該当することから、締結する契約は仮契約となり、議会の議決を得たときに本契約としての効力が生じます。

② 契約内容

契約書には、遂行すべき設計、省エネルギー改修工事及び維持管理に関する業務内容や省エネルギー効果、事業費の支払方法等を定めるものとします。

また、佐倉市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとします。

7 企画提案書及びプロポーザル時の言語、通貨及び単位等

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- (3) 単位 計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

8 その他

その他の詳細は、佐倉市公園等施設外3施設LED化ESCO事業公募型プロポーザル実施要領を確認ください。

9 担当部署

- (1) 担当部署 佐倉市 都市部 公園緑地課
- (2) 担当者 鶴澤、長谷川
- (3) 所在地 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地
- (4) 連絡先 TEL:043-484-6165 FAX:043-485-0108
- (5) メールアドレス kouen@city.sakura.lg.jp